

英国現代奴隷法に関する 2024 年度の声明

TOYO TIRE 株式会社（以下、「当社」）は、英国現代奴隷法第 54 条の定めに基づいて、当社及びそのサプライチェーンにおける奴隷労働や人身取引を防止するための 2024 年度（2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日）の取り組みにつき、以下のとおり報告いたします。

1. 当社の事業（2024 年 12 月末現在）

・組織と事業概要

当社は日本に本社を置き、英国を含め計 15 カ国・地域に連結子会社 34 社及び関連会社 10 社、連結従業員約 11,300 人を有し、タイヤ（乗用車用、ライトトラック用、トラック・バス用）及び自動車部品の製造・販売事業を営んでいます。

売上高の 90%超を占めるタイヤ事業は、日本、米国、マレーシア、中国、セルビアに製造拠点をもち、TOYO TIRES 及び NITTO の 2 ブランドをグローバルに展開しています。

自動車部品事業では、日本、米国、中国、タイで製造している防振ゴムなどを各国の自動車メーカーを中心に販売しています。

事業の概要については「会社案内」(<https://www.toyotires.co.jp/corporate/profile/>)からご覧いただけます。

・サプライチェーン

当社のサプライチェーンは、原材料調達、研究開発、マーケティング、製造、流通・販売に渡り、調達品目はタイヤ及び自動車部品を製造するための原材料、部品、金型・製造設備等を中心に、業務委託による役務サービスを含みます。

・理念

当社の理念は、創業の精神である「社是」、当社の社会における存在意義を定義した「私たちの使命」、使命を果たすためにめざす企業像を示した「私たちのありたい姿」、使命を果たし、ありたい姿を実現していくために当社に属する全役員・従業員が等しく大切にする思考の拠り所を示した「私たちの持つべき価値観（TOYO WAY）」で構成しています。

めざす企業像のひとつに「企業活動に関わるすべての人びとと喜びを分かち合う企業」を掲げており、人権尊重はそのための基盤であると認識し、当社およびそのサプライチェーン上におけるいかなる奴隷労働および人身取引についても、防がなければならないと考えています。

理念の内容はこちら (<https://www.toyotires.co.jp/corporate/philosophy/>) からご覧いただけます。

2. 奴隷労働と人身取引の防止に関する方針

当社は 2019 年 3 月に国連グローバル・コンパクトに参加し、「人権の保護の支持及び尊重」「強制労働の撤廃」「児童労働の実効的な廃止」を含む 10 原則を支持し、その実現に向けて取り組むことを宣言しています。そして、当社が社会的責任を果たしていくうえでの基本姿勢を定めた「TOYO TIRE グループ企業行動憲章」に人権尊重責任を明示し、その責任遂行について具体的に「人権・労働に関するグローバル方針」に定めています。

併せて、「TOYO TIRE グループ行動基準」に、従業員一人ひとりが業務に関わる全ての人々の人権を尊重して行動することを定めています。

また、責任ある調達を推進するための「TOYO TIRE グループ CSR 調達ガイドライン」および「持続可能な天然ゴムの調達方針」に人権尊重と人権侵害防止（強制労働及び児童労働の禁止を含みます。）を定め、お取引先（サプライヤー）にそれらへの支持と取り組みをお願いしています。

各方針には、事業を展開する各国の法規や、「ビジネスと人権に関する指導原則」、「多国籍企業行動指針」、「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」など国際規範に認められた基本的人権を理解し、尊重し、その趣旨を遵守することを含めています。

詳細については下記からご覧いただけます。

「TOYO TIRE グループ企業行動憲章」

<https://www.toyotires.co.jp/csr/corporate/charter/>

「人権・労働に関するグローバル方針」

https://www.toyotires.co.jp/csr/pdf/human_rights_ja.pdf

「TOYO TIRE グループ行動基準」

<https://www.toyotires.co.jp/csr/corporate/conduct/>

「TOYO TIRE グループ CSR 調達ガイドライン」

https://www.toyotires.co.jp/csr/pdf/procurement_ja.pdf

「持続可能な天然ゴムの調達方針」

https://www.toyotires.co.jp/csr/pdf/sustainable_ja.pdf

3. 当社とサプライチェーンにおける奴隷労働と人身取引の防止に関するプロセス

（1）苦情処理システムの導入

当社は 2006 年から内部通報制度を導入し、社内外に従業員やお取引先が利用可能なホットライン窓口を設置しています。そこでは、奴隷労働や人身取引を含む人権に関する相談も受け付けています。通報を受けた案件については、調査を行い、調査結果にもとづいて是正及び再発防止措置を講じています。ホットラインに通報したことを理由に、通報者が不利益な取り扱いが行われないことを社内規程で定めています。ホットラインは「TOYO TIRE グループ行動基準」ハンドブックに掲載し、イントラネットでも閲

覧可能にするなど周知を図っています。

特に当社の主力製品であるタイヤの製造において中核的な素材である天然ゴムについては、奴隷労働及び人身取引の防止をより徹底的に行う観点から、専用のホットラインを運用しております。

(2) 人権デュー・ディリジェンスの実施

当社は2023年に、当社グループの事業活動及びサプライチェーンにおいて考慮すべき人権リスクを全般的に洗い出し、深刻度と発生可能性をスコアリングのうえ、国際連合が提唱する「ビジネスと人権に関する指導原則」の考え方に則り、深刻度に重点をおいて重要度評価を行いました。そして、当社グループが優先して対応すべき人権リスクをライツホルダー（負の影響を受け得る人権を有する人）別に評価し、当社グループ従業員、製造委託先や物流業者従業員、原材料等生産現場労働者の奴隷労働と人身取引については、発生した場合の深刻度を考慮して、重要な人権リスクであると特定しました。

当社グループ拠点において奴隷労働や人身取引が発生しないよう、2024年は、「強制労働・児童労働防止ガイドライン」を作成し、国際基準に基づく強制労働や児童労働の定義、生産拠点における労働慣行の留意点、並びに、日常的な防止策や発覚時の対応プロセスを周知しました。2025年は、国内外の生産拠点において本ガイドラインを基にした自主点検を実施し、各拠点における人権侵害防止体制の一層の強化を図ります。

(3) 調達ガイドラインの策定及び自主点検の実施

お取引先（サプライヤー）に対しては、「TOYO TIRE グループ CSR 調達ガイドライン」に沿った活動の推進を要請するとともに、お取引先（サプライヤー）からさらにサプライチェーンの上流に本ガイドラインの趣旨を周知してもらうよう協力を呼びかけています。

また、サプライチェーンの人権リスク管理の強化に向け、2022年度からは、お取引先（サプライヤー）の取り組み状況を点検するために第三者による調査・評価システムを導入し、2024年末までに、当社のタイヤ原材料（天然ゴムを含む）の取引金額総額のうち90%以上の取引金額を占めるお取引先（サプライヤー）へのアンケート調査を実施しました。2025年末までに、当社のタイヤ原材料（天然ゴムを含む）の取引金額総額のうち95%以上の取引金額を占めるお取引先（サプライヤー）の調査完了をめざします。

加えて、2024年には、人権デュー・ディリジェンスにより特定した重要なリスクへの取り組みとして、国内の倉庫業者及び国内外の製造委託先を対象に、「TOYO TIRE グループ CSR 調達ガイドライン」を配布し、当社グループの考え方への支持と取り組み推進をあらためて依頼しました。あわせてこれらの倉庫業者及び製造委託先を対象としたアンケート調査を行い、調査対象すべてから回答を受領し、奴隷労働や人身取引といった深刻な人権侵害がないことを確認しました。2025年からも、取引先とのエンゲージメントを継続し、引き続き奴隷労働や人身取引の防止に努めます。

(4) 今後の取り組み

人権デュー・ディリジェンスの次のステップとして、これまでの取り組みについて検証しながら、更なる実態把握や追加調査を行う予定です。

なお、お取引先（サプライヤー）における奴隷労働や人身取引を排除するために、第三者による評価結果が、当社グループの定める基準点未満であるお取引先（サプライヤー）には、セミナー受講を促すなどして、持続可能な調達をめざす当社の考え方の理解・浸透をはかり、評価結果の推移を確認しながら取り組みの有効性を評価します。

4. 奴隷労働と人身取引の防止に関する研修

「人権・労働に関するグローバル方針」の制定を機に、毎年、世界人権デーに合わせて経営トップよりグループ従業員に向けた人権メッセージを発信しています。

また、毎年定期的に各職場で「TOYÓ TIRE グループ行動基準」ハンドブックの読み合わせを行い、人権尊重について確認しているほか、階層別研修や社内報等でビジネスにおける人権の問題を取り上げるなど、多くの従業員に意識の浸透を図っています。

人権デュー・ディリジェンスを実施するにあたっては、事前（2022 年度）に、当社の部長職以上を対象に、当社の事業と人権の関わりについて正しい理解を深め、グローバルスタンダードで求められる対応を学ぶ機会として、外部有識者による講演会を実施しました。

今後もこれらの活動を継続し、研修の内容を随時更新することにより、人権侵害の防止に向けた取り組みを進めていきます。

5. 取締役会の承認

本声明は取締役会の承認を得ており、代表取締役社長 清水 隆史により署名されています。

2025 年 5 月 1 日

清水 隆史